

目黒区要配慮者支援プラン



目 黒 区

平成25年7月

目次

第1 総則	1
1 このプランの位置付けと目的	1
2 支援の対象	2
3 支援の基本	3
4 支援の体制	4
第2 支援対策	5
1 避難行動等支援	5
① 自助による防災力向上 【予防対策】	5
② 外国人の防災力向上 【予防対策】	6
③ 共助による支援推進 【予防対策】	6
④ 家具転倒等防止対策 【予防対策】	6
⑤ 避難行動要支援者把握 【予防対策】	6
⑥ 個別支援プランの作成 【予防対策】	8
⑦ ボランティアとの連携 【予防対策】	8
⑧ 防災訓練実施 【予防対策】	8
⑨ 避難情報周知 【応急対策】	8
⑩ 安否確認 【応急対策】	9
⑪ 避難誘導 【応急対策】	9
2 避難生活支援	9
① 地域避難所整備 【予防対策】	9
② 福祉避難所整備 【予防対策】	9
③ 備蓄対策 【予防対策】	10
④ 要配慮者支援体制整備 【予防対策】	10
⑤ 社会福祉施設等における自助・共助の強化 【予防対策】	11
⑥ 社会福祉施設等における自助・共助の強化 【応急対策】	11
⑦ 外国人等への対応 【応急対策】	11
⑧ 相談窓口設置 【応急対策】	11
⑨ 保健活動 【応急対策】	11
⑩ 支援チームの活動 【応急対策】	12
⑪ 避難所運営 【応急対策】	12
⑫ 備蓄等の食糧配布 【応急対策】	13
⑬ 在宅者への支援 【応急対策】	13
⑭ 他地方公共団体からの応援職員等の活用 【応急対策】	13
3 帰宅困難者支援	13
① 避難行動時・一時滞在時の配慮事項検討 【予防対策】	14
② 安全確保・避難誘導 【応急対策】	14
③ 代替輸送時の配慮 【応急対策】	14
④ 一時滞在施設の運営 【応急対策】	14
第3 プランの修正	15

◆◆◆ 第1 総則 ◆◆◆

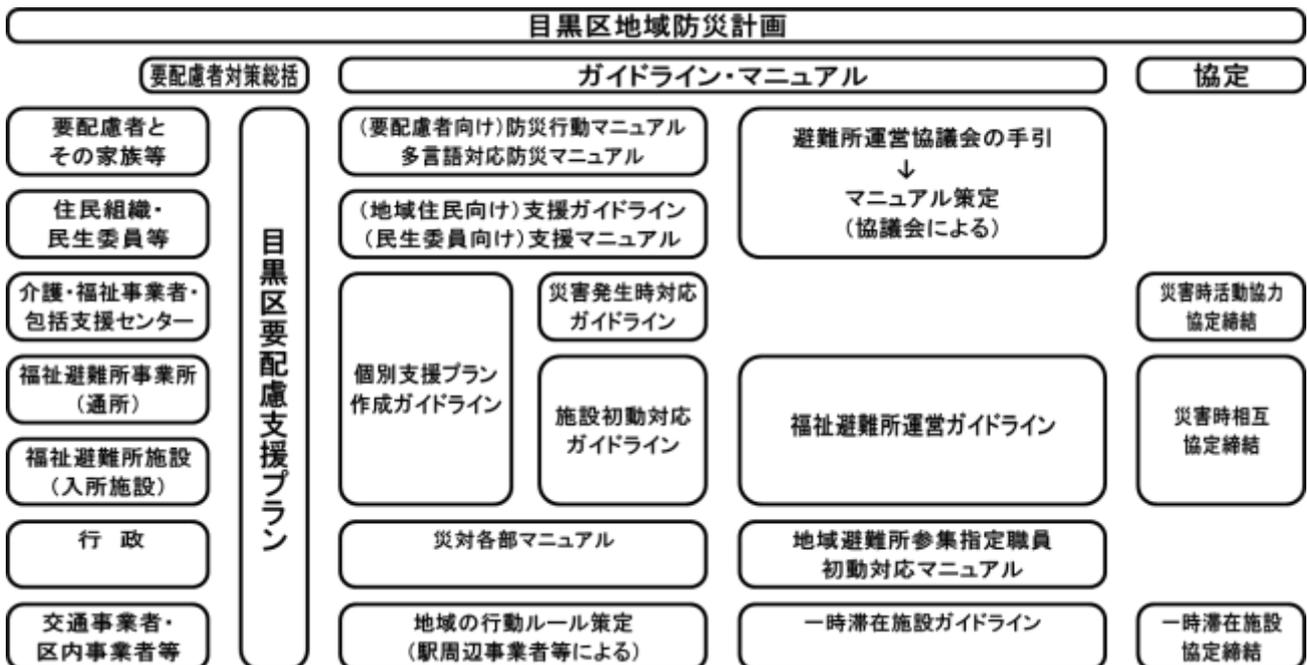
1 このプランの位置付けと目的

「平成16年7月の新潟・福井・福島における豪雨災害」「平成23年3月の東日本大震災」など、大規模な風水害や震災において、災害時に弱い立場に置かれる障害者や高齢者など「(災害時)要配慮者」の方々に対する支援対策が大きな課題として改めて認識されています。

平成25年3月に修正した「目黒区地域防災計画」では、要配慮者対策について包括的に記載せず、各対策に係る横断的な課題として捉え、個々の対策を掲げる各章の中で要配慮者に必要な支援策を取り上げています。

このプランは、目黒区地域防災計画に掲げた各要配慮者対策を総合的・重点的に整理したものです。これにより、より施策を具体化し、高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児、外国人など災害時に特に配慮が必要となる様々なの方々について、それぞれに必要な支援内容に着目し、適切な対応を図っていきます。

また、目黒区地域防災計画とこのプランに基づき、下図のように必要なガイドライン・マニュアルなどを整備し、支援策の具体化を図っていきます。



※ガイドライン・・・相手方に示す統一の基準。ひな型。各主体はガイドラインを参考にマニュアル等を作成
 マニュアル・・・行動・活動内容等を示したもの

2 支援の対象

災害が発生した場合には、多くの被災住民が支援を必要とします。一般的には、要配慮者という、「高齢者」「障害者」「妊産婦」「乳幼児」「外国人」が挙げられます。しかし、要配慮者の様々な特徴等*から、支援内容は状況に応じ異なっていきます。

このプランでは、要配慮者とは、「必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために、発災前の備えや発災時の避難行動、避難後の生活など、各段階において特に配慮を要する方」と定義します。

そして、支援対策ごとにその対象をより明確にし、支援を具体的に進めることとします。

※ 要配慮者の特徴等（1／2）

	区分	主な特徴等	配慮事項
高齢者	自力で行動できるひとりぐらし高齢者及び高齢者のみの世帯の者	◇自力で行動できるが、体力が衰え行動機能が低下している。	◇情報を伝達し、避難誘導する体制を地域の中でつくる。
	要介護認定者	◇自力で行動することができない。 ◇危険情報を発信することが困難である。	◇車いす（電動車いすを除く）・ストレッチャー・担架・リヤカー等の移動用具と支援者を確保しておく。
	認知症高齢者	◇自力で危険を判断し、行動することが難しい。 ◇危険情報を発信することが困難である。	◇避難誘導してくれる人を確保しておく。 ◇医療機関との連絡体制を確立しておく。
障害者	視覚障害者	◇視覚による異変・危険の察知が不可能な場合又は瞬時に察知することが困難な場合が多く、単独では素早い避難行動ができない。	◇音声により周辺の状況を説明する。 ◇安全な場所へ誘導してくれる人を確保しておく。
	聴覚障害者 言語障害者	◇音声による避難・誘導の指標が認識できない。 ◇視界外の異変・危険の察知が困難である。 ◇自分の身体状況等を伝える際の音声による会話が困難である。	◇文字、光、色等の視覚による認識手段を提供する。 ◇筆談が可能となるよう、常時筆記用具を携帯する。
	肢体不自由者	◇装具や車いす、杖等を利用しなければ移動できない場合がある。 ◇自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。 ◇コミュニケーションが困難なこともある。	◇車いす（電動車いすを除く）・ストレッチャー・担架・リヤカー等の移動用具と支援者を確保しておく。
	内部障害者 難病患者	◇自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。 ◇常時使用する医療器具（機器によっては電気、酸素ボンベ等が必要。）や薬、ケア用品を携帯する必要がある。	◇車いす（電動車いすを除く）・ストレッチャー・担架・リヤカー等の移動用具と支援者を確保しておく。 ◇外見では分からない障害であることを周囲に伝えておく。 ◇医療機関との連絡体制を確立しておく。 ◇薬やケア用品、電源を確保しておく。

※ 要配慮者の特徴等（2 / 2）

区分	主な特徴等	配慮事項
在宅人工呼吸器使用者（24 時間使用者）	<ul style="list-style-type: none"> ◇素早い避難行動が困難である。 ◇人工呼吸器・吸引器等常時使用する医療機器の予備電源や蘇生バッグ、薬、ケア用品などを携帯する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇車いす（電動車いすを除く）・ストレッチャー・担架・リヤカー等の移動用具と支援者（4人以上）を確保しておく。 ◇在宅療養が困難となった場合の入院先について相談しておく。 ◇薬やケア用品、電源を確保しておく。
障害者	知的障害者	<ul style="list-style-type: none"> ◇安全な場所に誘導し、精神的に不安定にならないように対応できる人を確保しておく。
	精神障害者	<ul style="list-style-type: none"> ◇精神疾患の症状は人により様々であり、本人及び支援者が症状等の情報を周囲に伝えられるようにしておくことが必要である。 ◇極力、服薬の中断を来さないようにし、本人及び支援者は服薬に関する情報（薬の名前や服薬のタイミング等）を知っていることが必要である。 ◇医療機関との連絡体制を確立しておく。
	高次脳機能障害	<ul style="list-style-type: none"> ◇情報を正しく伝え、安全な場所へ誘導してくれる人を確保しておく。
妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> ◇行動機能が低下しているが、自力で判断し、行動することはできる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇避難誘導してくれる人を確保しておく。
乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> ◇危険を判断し、行動する能力はない。 ◇4～5歳を過ぎれば自己対応能力が備わってくる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇保護者側の災害対応能力を高めておく必要がある。 ◇自分で自分の身を守る方法を習得させる。
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ◇日本語で情報を受けたり伝達することが十分できない人も多く、特に災害時の用語などが理解できないことが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇多言語による情報提供をする。 ◇母国語による情報提供や相談を受けられるようにする。

3 支援の基本

過去に発生した大きな風水害や大震災では、被害を受けた方の大半が要配慮者でした。

災害から一人でも多くの生命を守るためには、要配慮者とその家族による「自助」と、災害発生直後の近隣住民同士の助け合い、すなわち「共助」、そして行政による「公助」の連携を図っていくことが必要です。

過去の風水害や震災で要配慮者が「共助」により支援を受け、多くの生命が守られてきた実態を踏まえ、あらかじめ、支援体制を整備し、発災時に備えた訓練などを実施していきます。

4 支援の体制

要配慮者には、その個々の状況に応じた的確な支援が必要となります。このため、区における体制整備はもとより、関係機関における体制整備や、関係機関と区との連携が必要となります。

特に、災害発生直後の初動対応時には、共助の取組みによる要配慮者の安否の確認と安全な避難が急務となります。これには、地域の状況把握、区職員配備などの時間的な要因から、関係機関の協力が欠かせません。

区及び関係機関は、要配慮者の把握、避難情報の伝達、安否情報の収集、避難誘導、生活支援（避難所・在宅）など、それぞれの局面において、地域防災計画に基づき課題を整理し、様々な対策をあらかじめ整備しておくことで、迅速かつ的確な対応を図ることができるようにする必要があります。

区では、要配慮者支援のため、災害時はもとより、災害発生前の平常時からの支援対策に当たります。

平常時には、「避難行動要支援者名簿の整備」「個別支援プランの作成」「要配慮者参加型の防災訓練の計画・実施」「広報等による普及・啓発活動」などを行います。

災害時には、「避難準備情報の伝達」「避難誘導」「安否確認・避難状況の把握」「地域避難所における相談窓口の設置」「巡回による状況確認・支援手配」などを行います。

また、区は、地域住民組織や民生・児童委員と連携し、安否確認・避難支援の対応が図られるようにしていきます。具体的には、地域における安否確認や避難支援、避難生活支援の活動の円滑化を図るため、地域住民組織や民生・児童委員と協議を進めていくとともに、支援者向けのガイドライン等を作成し、地域住民組織等に提供します。

◆◆◆ 第2 支援対策 ◆◆◆

	予防対策	応急対策
1 避難行動等支援	① 自助による防災力向上 ② 外国人の防災力向上 ③ 共助による支援推進 ④ 家具類転倒等防止対策 ⑤ 避難行動要支援者把握 ⑥ 個別支援プランの作成 ⑦ ボランティアとの連携 ⑧ 防災訓練実施	⑨ 避難情報周知 ⑩ 安否確認 ⑪ 避難誘導
2 避難生活支援	① 地域避難所整備 ② 福祉避難所整備 ③ 備蓄対策 ④ 要配慮者支援体制整備 ⑤ 社会福祉施設等における自助・共助の強化	⑥ 社会福祉施設等における自助・共助の強化 ⑦ 外国人等への対応 ⑧ 相談窓口設置 ⑨ 保健活動 ⑩ 支援チームの活動 ⑪ 避難所運営 ⑫ 食糧配布 ⑬ 在宅者支援 ⑭ 他地方公共団体等からの応援活用
3 帰宅困難者支援	① 避難行動時・一時滞在時の配慮事項検討	② 安全確保・避難誘導 ③ 代替輸送時の配慮 ④ 一時滞在施設の運営

1 避難行動等支援

① 自助による防災力向上 【予防対策】

災害時において、要配慮者の避難行動などが迅速かつ円滑に行われるためには、まず、要配慮者本人やその家族による防災に関する知識の普及や防災に対する意識の向上が必要です。このため、これらの普及や啓発を進めていきます。

➡ 要配慮者本人やその家族が、普段から地域住民と関わりを持ち、「自身の状況についての積極的な情報提供」や「災害を想定した避難経路の確認」など、避難行動に必要な準備を整えていただくよう、啓発活動を行います。

➡ 災害に備え、その事前準備や心構え、災害時の的確な行動などを具体的にまとめた「要配慮者向けの防災行動マニュアル」、緊急連絡先・かかりつけ医などの医療情報・配慮してほしいことなどを記入し、周囲に必要な支援を求めることができる「防災手帳」「ヘルプカード」「防災マップ」などを作成・配布し、自助による防災力向上を図ります。

また、周囲の方々に対しても周知を図り、災害時に的確な行動がとれるよう普及・啓発を図ります。

➡ 災害時への備えとして、緊急連絡先、かかりつけ医、ケアマネジャーや服用している薬等を記載した「防災手帳」などの携帯や、防災・救急医療情報キットの自宅の分かりやすい場所に保管について、普及させていきます。

➡ 防災訓練や防災講座、防災教室などに要配慮者の方が参加できるように、防災区民組織や住区住民会議、防災関係行政機関などと連携し、支援体制を整備していきます。

② 外国人の防災力向上 【予防対策】

外国人など日本語でのコミュニケーションが難しい方については、防災知識の普及や地域行事を利用した防災訓練などへの参加を促進していきます。

- 国際交流協会などの関係団体と連携し、外国人が参加できる防災訓練や防災講座、防災教室の実施、多言語対応防災マニュアルや防災マップの作成などを通じて防災知識の普及を図ります。
- 消火器、街区表示板、避難標識や避難所施設内の掲示物等の外国語表記を推進します。

③ 共助による支援推進 【予防対策】

地域住民、防災区民組織等の協力を得ながら、要配慮者を平常時から見守り、支援していく地域づくりを進めます。

また、避難行動要支援者^{*}の名簿を作成・配備を行うとともに、支援体制を整備します。

- 区及び介護・福祉事業者、地域住民組織、民生・児童委員、地域包括支援センターなどによる協力関係を構築し、災害時における要配慮者への情報伝達や安否確認、自力で避難することが困難な避難行動要支援者に対する避難支援体制づくりを進めます。
- 地域で避難行動要支援者^{*}の情報を把握し、防災マップに表示するなどの事前対策を進められるよう、本人の同意に基づき作成した避難行動要支援者名簿を地域住民組織に提供する取組みを進めます。

また、防災訓練などに要配慮者が参加できるよう防災区民組織や住区住民会議等と連携し、支援態勢をつくります。

※避難行動要支援者：⑤参照

④ 家具転倒等防止対策 【予防対策】

- 震災時の人的被害を最小限に止めるには、建築物の耐震化はもとより、家具類の転倒・落下・移動防止対策への取組が大切です。本区においても、高齢者・障害者世帯への転倒防止器具取り付け助成制度や、防災器具のあつ旋販売制度を訓練や広報などを通じて、積極的に周知していきます。
- 区は、高齢者や障害者がいる世帯を中心に、家具類の固定器具の配布や取付けなどの支援制度を設けるなど、家具類転倒・落下・移動防止器具の取付け事業を推進するとともに、関係機関と連携した取付講習を実施していきます。その際、転倒・落下・移動防止対策とともに、耐震診断・耐震改修等の震災対策全般の相談窓口を設けるなど、住民の利便性を図るよう努めます。

⑤ 避難行動要支援者把握 【予防対策】

要配慮者のうち、特に避難行動の支援が必要な方（避難行動要支援者）については、その情報を把握し、関係機関と共有することにより、災害時に迅速かつ適切な支援対応が図れるようにします。

東日本大震災では、「自宅で孤立している高齢者が置き去りにされている」「救助すべき障害者が把握できない」などの問題が発生しました。

これは、個人情報を取り扱う機関が、個人情報の「取得」と「管理」を適切に行い、一定の理由がない限り「目的外使用」や「外部提供」をしてはならないという「個人情報保護制度」が弊害となって、被災者の支援が阻まれてしまったものです。

こうした状況を受け、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、災害発生前の予防期には「本人同意による関係機関との間における情報共有」が、災害発生時には「避難支援、安否確認等のために本人同意なしでの情報共有」が、それぞれ定められました。

避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、避難所での生活支援などを的確に行うため、個々の避難行動要支援者に関する情報を把握し、地域の防災区民組織、福祉関係団体等の関係機関との共有を図る必要があります。

【名簿整備】

- ➔ 災害発生時に安否確認や避難支援などに用いる避難行動要支援者の名簿[※]を定期的に作成し、関係機関などに配置します。
名簿に登載する対象者の範囲は、福祉制度などの改正状況などに機動的に対応するため、別に定めることとします。
- ➔ 名簿に掲載する項目は、災害対策基本法第49条の10第2項に定める事項とします。

【情報共有】

- ➔ 地域住民、防災区民組織等の協力を得ながら、平常時から地域内の避難行動要支援者を見守り、支援していく地域づくりを進めます。
- ➔ 避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）への避難行動要支援者の名簿提供や、安否確認情報、避難情報等の集約を迅速に行うことができるよう、情報管理体制を整備します。
- ➔ 避難支援等関係者への避難行動要支援者の名簿提供に当たっては、名簿の管理方法や運用方法について、協定締結、講習会実施などにより、関係機関における情報セキュリティ体制の維持向上を図り、情報漏えい防止を徹底します。

※ 避難行動要支援者名簿

名簿の種類	登録者名簿（第1段階名簿）	対象者名簿（第2段階名簿）
名簿の登載対象	本人同意により登載	本人の意向にかかわらず登載
配備先	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民組織 ・民生・児童委員 ・目黒消防署 ・目黒警察署、碑文谷警察署 ・地域避難所施設 （地域住民組織への名簿提供は、協定の締結等により、提供が可能となった地域から順次実施）	<ul style="list-style-type: none"> ・区担当所管（健康福祉部健康福祉計画課、危機管理室防災課） ・地域避難所施設
活用方法	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害に備えた避難行動要支援者の状況確認等 ② 地域住民による安否確認・避難支援 ③ 安否確認結果の記録 	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域避難所を拠点とした安否確認・避難支援 ② 安否確認結果の記録・集約
活用の時期	平常時及び発災直後（おおむね震度5弱以上の地震）	地域避難所開設決定後順次

【安否確認・避難支援体制の整備】

- ➔ 避難支援等関係者は、名簿情報の提供に同意した避難行動要支援者に対して、地域行事への参加の呼びかけや日頃からの声かけ、見守り活動などを行い、平常時から住民同士の

顔の見える関係を作り、地域の防災力を高めます。

- 地域住民、民生・児童委員、ケアマネジャー、介護・福祉事業所、包括支援センター、区職員等の役割を整理して、避難行動要支援者の安否確認や避難支援を着実かつ迅速に行える体制を整備します。

⑥ 個別支援プランの作成 【予防対策】

医療依存度の高い方(在宅人工呼吸器使用者等)や重度の要介護状態の方などについて、個別支援プランを予め作成し、的確な支援を迅速に行えるようにします。

- 具体的な対象者とプラン作成方法等については、別に定めることとします。
- 医療的ケアに係る対処方法や具体的な避難方法や避難先、関係者の役割分担などを整理します。

⑦ ボランティアとの連携 【予防対策】

災害時に備え、専門分野のボランティアの登録制度を確立するとともに、当該ボランティアの育成を図ります。

- 専門ボランティアの要配慮者支援業務は、手話通訳、外国語通訳・翻訳、介護(福祉に係わる専門的分野)、心のケア(心理判定員等)、保育などが予想されます。
- 区災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を実施するなど、平常時から、目黒区社会福祉協議会や活動団体等と協働し幅広いネットワークを構築していきます。

⑧ 防災訓練実施 【予防対策】

災害発生時に、より適切な行動をとることができるよう、要配慮者と避難支援等関係者を対象とした防災訓練を、関係機関と連携して実施します。

また、地域で行われる訓練などに要配慮者支援対策をメニューに取り入れるよう推進していく必要があります、区としてもこれを支援していきます。

- 各地域で実施されている防災訓練においても要配慮者に対応した訓練が実施されるよう、働きかけをしていきます。

⑨ 避難情報周知 【応急対策】

要配慮者への情報伝達は、避難に時間を要する場合があることや視覚障害者・聴覚障害者に対応する情報手段、外国人に対応する言語等を考慮する必要があります。

- 地震火災が発生し、それが延焼拡大するおそれがある地域については、住民に対して事前に避難準備勧告を発令し、避難所、避難経路、避難の方法等を周知徹底させることとしているほか、要配慮者に対しては、このような対応に加え、防災関係行政機関等及び防災区民組織又は、町会・自治会、近隣の協力を得ながら事前に避難をするよう指導します。
- 区は、町会・自治会や防災区民組織、外国人等の関係機関・団体のネットワークを活用し、要配慮者や避難支援者に対し迅速・確実に情報伝達する体制を整備しておきます。
- 緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、避難支援者等が要配慮者宅を直接訪

問して、避難準備情報等を伝えるなどします。

- 洪水予報等の伝達方法や浸水想定区域内（東京都指定）の要配慮者が利用する施設における迅速な伝達方法、地下街等の所有者又は管理者による避難確保計画の作成（区が指導）などについても、今後、東京都等と連携し、取組内容を早急にまとめていきます。

⑩ 安否確認 【応急対策】

要配慮者のうち避難行動要支援者名簿掲載者については、防災区民組織や消防団、地域住民、民生・児童委員、介護・福祉事業者、包括支援センター、区職員が協力して、名簿をもとに安否確認を行い、必要に応じて避難誘導や救出・救護を行います。

- 災害発災直後においては、避難行動要支援者支援の取組みを行っている地域住民組織や民生・児童委員は、避難行動要支援者の安否確認、避難支援を行います。
- 介護・福祉サービス事業者は、利用者や訪問先について可能な範囲で安否確認を行うようにします。
- 災害発災から一定時間が経過した後は、対象者名簿（第2段階名簿）を活用し、区の災対健康福祉部職員が地域住民組織等の協力を得て安否確認を行います。
- 安否確認は、通信が可能な場合は電話・ファクシミリにより確認し、不通の場合は、直接訪問により行います。

⑪ 避難誘導 【応急対策】

避難準備情報が発令される災害が発生した場合には、区及び関係機関は、連携して迅速かつ的確に避難行動要支援者の安否確認を行い、避難誘導を実施するものとします。

- 救出を必要とする方がいるときには、速やかに消防等の機関に連絡し、救出活動を行うための措置を講じます。
- 防災区民組織は、高齢者、児童、障害者等の安全確保や避難誘導、避難所内における救護活動に協力します。
- 医療依存度の高い方や重度の要介護状態の方などで個別支援プランが予め作成されている方については、プランに従い医療措置の確保や避難所への避難支援を行います。
- その他の要配慮者については、地域住民等による声掛けや介助などにより、安否確認や避難誘導を行います。

2 避難生活支援

① 地域避難所整備 【予防対策】

地域避難所において、要配慮者に一定の配慮がなされるよう、要配慮者用のスペースの確保、要配慮者別の対応の留意点などを避難所運営協議会の手引に盛り込むとともに、コミュニケーション支援ボード等の必要な資機材の配備に努めます。

② 福祉避難所整備 【予防対策】

地域避難所での生活が困難な要配慮者について、介護等の生活支援が適切に受けられるようにするなど、安心した生活を送ることができる体制を整備した施設を「福祉避難所」として指定します。

現在、介護が必要な高齢者を受入れる施設として特別養護老人ホーム等の7か所、支援が必要な障害者を受入れる施設として福祉工房等の8か所、保護者が所在不明、緊急入院、死亡等により保育に欠ける状態にある乳幼児を受入れる施設として各地区1か所の区立保育園5か所、合計20か所を福祉避難所として指定しています。今後、施設の管理者と事前協定を行い、福祉避難所の拡充を進めていきます。

- ➔ 福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震・耐火・鉄筋構造を備えバリアフリー化されているなど、安全な利用ができ、かつ、生活相談職員等の確保が比較的容易である特別養護老人ホーム等の既存施設を活用します。
- ➔ 福祉避難所ごとに受入れ可能な要配慮者の状態、受入可能数を想定して、区全体としての開設計画を策定します。
- ➔ 福祉避難所の運営等について指定管理者、施設運営法人の場合は、協定等を締結します。
- ➔ 各福祉避難所は、開設手順、運営体制、入退所手順、支援内容と実施手順等を記載した福祉避難所運営マニュアルを作成します。
- ➔ 区は、福祉避難所を運営するための従事職員の確保計画を作成するとともに、事業者団体等との協力関係を構築します。

③ 備蓄対策 【予防対策】

- ➔ 食糧については、レトルト食品や要配慮者が食べやすい食糧等の備蓄を進めるなど、多様化を図ります。
- ➔ 乳幼児のために、ほ乳瓶、粉ミルク（調整粉乳）用のミネラルウォーターを備蓄しており、調製粉乳については、区は災害発生後の3日分を備蓄しています（それ以降は、都の調達又は備蓄で対応）。
- ➔ 生活必需品等の支給については、都・区間の役割分担に基づき、主に都が備蓄及び調達により確保し、区民への配布は区が当ることとなっています。しかし、発災当初、道路障害物除去の状況によっては、都からの搬送が遅れることが予測されます。そこで、特に要配慮者などに対する生活必需品等の備蓄を進めることとし、高齢者、障害者、及び乳幼児など様々な避難者のニーズに配慮します。

④ 要配慮者支援体制整備 【予防対策】

災害時に支援チームを編成し、地域避難所に避難した要配慮者及び自宅に留まっている要配慮者について、そのニーズの把握と支援の調整を行うよう体制を整備します。

- ➔ 区職員、包括支援センター職員、ケアマネジャー、介護・福祉事業所職員、他道府県からの応援（行政職員、介護・福祉事業所職員等）などによる支援チームの編成計画を作成します。
- ➔ 災害対策健康福祉部又は災害対策子育て支援部に、支援チームからの連絡を受けて福祉避難所への入所の調整などを行う組織体制を整備します。

⑤ 社会福祉施設等における自助・共助の強化 【予防対策】

社会福祉施設、福祉サービス事業者等は、平常時から施設利用者に対する安全確保（避難方法を定めておくこと等）を図るとともに、災害時には自らが保有する食糧や資機材で必要な対応を継続できるようにします。

- ➔ 災害時対応マニュアルを作成し、適切な応急対応がとれるようにしておきます。
- ➔ 区や地域住民と連携し、災害時における必要な支援ができるようにしておきます。
- ➔ 区は、被災した要支援・要介護高齢者や障害者に、災害時においても必要な支援が確保されるよう、事業所等との連携を図ります。

⑥ 社会福祉施設等における自助・共助の強化 【応急対策】

社会福祉施設、介護・福祉サービス事業者等は、避難準備情報等の情報伝達及び安否確認（訪問先の安否確認を含む。）に協力するとともに、施設の安全確認等を行い、延焼等が迫った場合には避難誘導を行うなどします。

- ➔ 社会福祉施設等の責任者は被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認します。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保します。
- ➔ 利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定します。
- ➔ 施設独自での復旧が困難である場合は、防災関係行政機関に連絡し援助を要請します。
- ➔ 震災の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、利用者の受入れに協力します。
- ➔ 福祉避難所にあっては、施設ごとに運営マニュアル定め、これに従って、適切な施設運営を行います。
- ➔ 区は、要支援・要介護者等に必要なサービスの提供が確保されるよう、事業者間の応援等について事業者団体との調整を行います。

⑦ 外国人等への対応 【応急対策】

外国人への情報提供については、公益財団法人目黒区国際交流協会と連携して対応します。具体的には、防災語学ボランティアの活用を図るとともに、なお人員不足がある場合は災対区民生活部及び一般ボランティアをはじめ、可能であれば語学力のある区職員を活用し対応します。

- ➔ 人員不足がある場合は応援自治体職員等を活用し対応します。

⑧ 相談窓口設置 【応急対策】

- ➔ 地域避難所に、高齢者・障害者が必要な支援を受けられるよう相談窓口を設置します。
- ➔ 外国人に対しては、専用の相談所を設けるなど、適切な対応を図ります。

⑨ 保健活動 【応急対策】

【巡回保健】

- 区災害医療コーディネーターは巡回健康相談等を行うために、保健師・管理栄養士等その他必要な職種で構成する巡回保健班を編成し、避難所等に派遣します。
- 巡回保健班は、巡回衛生班、感染症対策班と連携し、避難住民等の健康管理に関する活動を行います。
- 巡回保健班は、避難所等における健康相談、地域における巡回健康相談、その他必要な保健活動を行います。
巡回により把握した要医療者は、医療救護所や巡回医療班へ引き継ぎます。

【こころのケア】

- 巡回保健班は、支援チームと連携し、協力態勢を組みます。
- 被災住民等の心的外傷後ストレス（PTSD）を視野に入れて、メンタルヘルスケア活動を行います。
- 巡回により把握した有精神症状者については、こころのケアチームに引き継ぎます。

【在宅人工呼吸器使用者への対応】

- 「個別支援プラン」を策定した在宅人工呼吸器使用者については、支援者が安否確認を行います。
- 在宅人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援します。
- 在宅療養の継続や避難等に際し、「個別支援プラン」による支援が困難な場合は都へ支援を要請します。

【在宅難病患者への対応】

- 在宅難病患者の状況把握に努めるとともに、医療機関及び近隣の区市等との連携により、搬送及び救護の支援に努めます。

【透析患者等への対応】

- 透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集し、透析患者への情報提供に努めます。

【妊婦への対応】

- 産科医療機関の被災の状況、産科医療の可否について情報を収集し、妊婦への情報提供に努めます。
- 健康相談により不安の払拭に努めます。

⑩ 支援チームの活動 【応急対策】

- 発災から3日間程度の間、支援チームは、避難者及び在宅者の両方について、生活におけるニーズの把握と居場所の判別（在宅、地域避難所、福祉避難所、入所施設、病院）等を行い、必要に応じて福祉避難所等への入所の手配や個別支援の手配等を行います。
- 上記期間後も、支援チームを引き続き編成し、避難者と在宅者の両方について、生活状況の確認を行うとともに、継続的なサービスの提供等が行われるよう調整を行います。避難者については、在宅への復帰に向けた調整を行います。

⑪ 避難所運営 【応急対策】

【地域避難所・補完避難所の運営】

- 避難所の運営は、女性や高齢者、障害者などへ配慮する必要があるため、避難所運営組織には女性や青年、子育て中の世代、福祉関係者などの参画を図ります。
- 高齢者・障害者等の要配慮者に配慮した避難所運営を行います。地域避難所内で、要配慮者に一定の配慮がされた部屋やエリアを確保するとともに、住区センター等の補完避難所を有効に活用します。
- 避難所に、要介護者用のスペースや女性のための着替え用のスペース、授乳用のスペースなど要配慮者の状態に応じたスペースや部屋を確保します。
- 体育館等の施設における要介護者等の区割りは、出入りしやすい場所に配置するようにします。
- 避難所に避難した被災者に対しての情報提供は、正確かつ迅速に行うとともに、高齢者や障害者等の要配慮者にも配慮します。

【福祉避難所の運営】

- あらかじめ定めた開設計画に従って福祉避難所を開設します。各施設は、施設ごとに定めてある運営マニュアルに従って、福祉避難所を運営します。
- 区は、従事職員の確保計画に従って、応援職員の確保を行います。
- 災対健康福祉部は、支援チームが把握した要配慮者の身体状況・環境等を総合的に判断し、福祉避難所の入所者を決定します。また、必要に応じて施設入所等の調整を行います。
- 福祉避難所への入所が決定した要配慮者については、速やかに移送等の手配を行います。

⑫ 備蓄等の食糧配布 【応急対策】

- 食糧の配布については、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等を優先します。
- 要配慮者以外であっても、身体の状態等により食物を緊急に摂取する状況にある者を優先させます。
- 要配慮者用食糧については、要配慮者又は、心身の状態により必要とする者のみに支給します。

⑬ 在宅者への支援 【応急対策】

- 安否情報収集の結果、避難所以外にいて、かつ、継続的な状況把握が必要と判断された要配慮者については、その状況把握を継続させるとともに、支援チームの訪問による支援を行うように努めます。
- 食糧の提供は、地域避難所で行うこととしますが、ライフラインの損壊などにより食事が準備できない要配慮者への提供にも配慮します。

⑭ 他地方公共団体からの応援職員等の活用 【応急対策】

- 他地方公共団体等からの行政職員、介護職員等の応援を積極的に受け入れ、活用します。

3 帰宅困難者支援

帰宅困難者となった要配慮者に対しても、支援についての配慮が必要になります。

① 避難行動時・一時滞在時の配慮事項検討 【予防対策】

- ターミナル駅周辺の事業者による帰宅困難者対策の協議会において、要配慮者が帰宅困難者となった場合における、配慮すべき事項の検討を進めていきます。

② 安全確保・避難誘導 【応急対策】

- 鉄道事業者等は、要配慮者に配慮した施設の安全確認や利用者保護の措置を行います。
- 事業者は、利用者保護に当たって、区や防災関係行政機関等とも連携し、要配慮者に配慮します。
- 高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、通学の小中学生等に配慮し、待機スペースの一部を優先スペースにすることや具体的な避難誘導方法を検討します。障害者については、併せて必要な支援や配慮を受けるためのヘルプカードの活用やユニバーサルデザインの掲示物の活用などが考えられ、防災関係行政機関等とも連携しながら検討します。
- 外国籍の方の誘導・案内や情報提供などについて配慮します。例えば、英語、中国語等のヘルプカード、誘導案内板やアナウンス等による対応なども実施します。

③ 代替輸送時の配慮 【応急対策】

- 東京都が代替輸送手段として確保することとしているバス等への乗車に当たっては、数に限りがあることから、要配慮者を優先するようにします。

④ 一時滞在施設の運営 【応急対策】

- 地域避難所に準じ、要配慮者に配慮したスペースの提供などの対応を行います。

◆◆◆ 第3 プランの修正 ◆◆◆

このプランは、地域防災計画の修正、被害想定の変更、訓練による検証などによって、適宜見直し、より効果的で、かつ実行性の高いプランとしていきます。

【修正履歴】

修正日	修正箇所	修正内容
平成26年4月1日	第2の1⑤の表	避難行動要支援者名簿のうち、登録者名簿（第1段階名簿）の配備先に目黒消防署並びに目黒警察署及び碑文谷警察署を追加
平成27年2月24日	全体	国・都での用語変更に合わせて、「災害時要援護者」を「要配慮者」に修正する等

